

中央労働災害防止協会
の取組状況

《中央労働災害防止協会》

報告書指摘事項			
報告書全般について		改革への取組状況等	
全般		<p>・24年度通常総会(24年5月29日)において、労働災害防止改革検討専門委員会の報告結果、及び厚生労働省から当団体に対して同報告を踏まえた改革に取り組むよう要請があった旨を理事長より報告。また、この報告を踏まえ、今後の対応を検討していくことを併せて報告。</p>	
組織運営のあり方		時期	改革への取組状況等
理事数	<p>理事数については、各団体の規模等を勘案し根拠法に想定されている執行機関とすべく、迅速な意志決定を妨げない数(根拠法に定めている理事数が「5人以上」とされていることに鑑み、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会については10人以内、その他の労働災害防止団体については5人)に削減することにより、労働災害防止団体としての効果的かつ持続可能な事業運営に向け、理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような取組が必要である。その際には、地域活動の推進役、組織のまとめ役、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申等の現在の理事が担っている役割についても、別の形で維持されるよう特段の配慮が必要である。</p>	24年11月迄の実績	<p>・役員の次回改選時(25年度通常総会)に向け、執行機関として必要な理事数や、理事とは別に業種・地域等を代表して意見を述べ労働災害防止活動において指導的な役割を果たす新たな役職を設け、定款上明記することを検討中。</p>
		24年12月以降の予定	<p>・年内に検討結果を取りまとめ、その結果について、各理事からの意見等を集約し最終案を策定予定。 ・25年3月開催予定の常任理事会に最終案を報告するとともに、次期通常総会で議案として上程する旨を報告予定。 ・25年5月開催予定の理事会及び通常総会に最終案を議案として上程予定。</p>
支部	<p>【中災防】現在支部で行っている業務については、地区安全衛生サービスセンター及び本部で対応することも可能であるから、支部を廃止することとして効率化を図るべきである。</p> <p>【各業種別団体】一つの法人として本部が全ての支部に対して、監査等、本来あるべきガバナンスを徹底するべきである。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託するという形も考えられる。いずれにしても、支部の運営形態について団体において検討がなされるべきである。</p>	24年11月迄の実績	<p>・次期通常総会に向け、支部を廃止した上で、支部に依頼している業務を整理し、各都道府県域における中災防事業に関する広報や問合せ等の対応については、中災防と都道府県労働基準協会等との業務委託契約により都道府県労働基準協会等の業務として行うことを検討中。</p>
		24年12月以降の予定	<p>・年内に検討結果を取りまとめ、その結果について、各都道府県労働基準協会等からの意見等を聴取し最終案を策定予定。 ・25年2月開催予定の都道府県支部長会議に最終案を報告する予定。 ・25年3月開催予定の常任理事会に最終案を報告するとともに、次期通常総会で議案として上程する旨を説明予定。 ・25年5月開催予定の理事会及び通常総会に最終案を議案として上程予定。</p>

継続的な事業活動を図るための財務のあり方		時 期	改革への取組状況等
会費	労働災害防止団体として必要な事業活動を継続的に行うための団体全体を支える貴重な財源となるよう、これらの会費や会費の使途のあり方について見直すべきである。その際に、会費がどのように使われたのかについて会員に対して公開することや、会員として労働災害防止抑制効果等のメリットを実感できる事業運営の仕組みを構築することも併せて検討することが重要である。	24年11月 迄の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・会員に対し、今までの安全衛生サポートメニューに加え、新たに以下のメニューを実施し、会員への労働災害防止活動を支援。 ・24年4月より、研修・セミナーの開催案内、図書情報などの中災防情報、行政情報、労働災害速報、労働研究成果等最新の安全衛生の動向を「メールマガジン」で毎月2回配信。 ・24年10月より、社内安全衛生教育にも活用できる教材等(KYTシート、安全衛生ビデオ、労働災害統計、判例や災害事例を基にした弁護士による安全衛生アドバイス、日本企業が多く進出している海外の安全衛生情報)、Webでの安全衛生相談、関心の高い安全衛生テーマなどについての会員間での意見交換等の場等を提供するための「会員専用サイト」を開設。
		24年12月 以降の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、会員の意見等を聴きながら、会員への労働災害防止活動の支援を充実。
経費節減	業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図るべきである。一例を挙げると、広告効果測定を行い、費用対効果の認められない広告は廃止する。刊行物、啓発グッズについては、真に必要と認められるものに厳選し統廃合する。印刷物、OA機器、消耗品等各団体で共通する物品、役務等の調達については、団体毎に行うのではなく一括して調達する等である。	24年11月 迄の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・23年12月、経費節減プロジェクトの報告結果を踏まえ、取組を実施。 今までの主な経費削減は以下のとおり。 ・一般競争、指名競争の充実による競争入札の拡大 ・職員宿舍貸与規程の見直し(対象の縮小) ・銀行振込み手数料の削減など事務諸費の削減 ・理事長車の廃止
		24年12月 以降の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・同プロジェクトの結果等を踏まえ、以下の経費節減のための取組を検討中。 また、引き続き新たな取り組みを検討予定。 ・指名競争入札における参加業者の拡大 ・複数年契約の拡大

業務運営		時期	改革への取組状況等
目標管理等	<p>団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げ、これを達成するためには何に取組みなければならないのか、何を重点とするのか、何を対象にどういった事業を行うべきか等につき、事業計画において具体的な業務目標を設定する等の取組を検討すべきである。</p> <p>また、事業計画の作成に際しては、産業構造・就業構造・産業現場等の変化、労働災害の発生状況、労働者の健康を巡る状況等総合的に勘案することはもとより、<u>参与の意見、利用者や潜在的な利用者層の意見や要望等の情報をきめ細かく把握すると共に、実施に際しては、労働災害の発生状況、アンケートによる利用者の評価や意見・要望及びサービス利用の一定期間経過後の労働災害防止効果など、常に事業の成果や課題を把握し、それに基づく事業の改善を図るなど、PDCAサイクルによる継続的な事業改善を行うことが必要である。</u></p> <p>さらに、各労働災害防止団体が会員事業場の対して行ったアンケート結果を見ると、事業を活用した有用度については概ね高い評価を得ていることから、<u>今後は、研修等の各種事業を単にホームページ等で宣伝するに止まらず、それぞれの事業の価値、すなわち利用することで具体的にどのような効果が見込めるのか及び実際に利用した方の評価や感想などを効果的に利用者層に伝えていくこと等により、利用者の拡大を図るべきである。</u></p> <p>加えて、会員のニーズへの対応の観点からは、最近では、海外に進出する企業が増加しており、これら企業の海外派遣労働者の労働安全衛生水準向上等のため、諸外国の情報収集及び提供の充実化等についても取り組むことを検討すべきである。</p>	24年11月迄の実績	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害防止計画に相応するよう毎年度業務目標を盛り込んだ事業計画を作成するとともに、学者・弁護士、企業、労働組合関係者等の外部有識者で構成する参与会議を設置し、毎年度業務実績を評価。評価結果については、公表するとともに業務改善に反映。 各種研修会及び安全衛生技術サービス終了後に利用者アンケートを実施し、満足度、要望等を把握し、各種事業の改善を実施。 23年9月、中災防の事業賛助会員に対し、労働災害の発生状況、事業場の労働災害防止活動の取組、中災防事業の利用状況及び有用度等中災防の事業運営に関するアンケート調査を実施。 23年9月、アウトカム評価委員会を設置し、アウトカム評価(事業効果として、具体的に労働災害がどの程度減少したのか等の評価)の方法及び具体的な実施について検討。
		24年12月以降の予定	<ul style="list-style-type: none"> 24年度参与会議を引き続き開催し、業績評価を実施することとしている(11月、1月に開催予定)。評価結果については、次年度事業計画に反映。 中災防の事業運営に関するアンケート調査等を引き続き実施するとともに、アウトカム評価委員会において評価を行う予定。
労働災害防止規程	<p>各業種別団体において、各業種を巡る環境の変化等を踏まえ、<u>適宜、当該規程の見直しを行い必要に応じて変更すること及び、会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを根拠法第37条に基づき構築すること等により、労働災害防止規程の実効性を高めるべきである。</u>順守を担保する仕組みについては、規程の違反によって発生した労働災害に係る情報に併せて再発防止対策を他の会員にも直ちに公表して同種の災害を防止することや、再発防止のために講習や研修を受講させるなどの取組等が考えられる。</p>	24年11月迄の実績	
		24年12月以降の予定	
安全衛生調査研究活動	<p>各労働災害防止団体は、<u>相互間及び行政機関との労働災害の防止に関する情報の共有化を図るのみならず、(独)労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを積極的に図り、労働災害防止に資する有益な情報について会員をはじめ一般にも発信し、災害防止に一層の貢献を果たすよう取り組むべきである。</u></p>	24年11月迄の実績	<ul style="list-style-type: none"> 中災防ホームページや安全衛生情報センターホームページにおいて、研修・セミナーの開催案内等の中災防情報にとどまらず、最新の行政情報、中災防以外の機関が実施した安全衛生に関する研究成果等を含め、事業者、労働者等一般に広く提供している。また、「安全と健康」等の定期刊行物に労働災害防止に資する調査研究の成果を基に作成した原稿を掲載するなど最新の労働災害防止対策を提供。 会員に対しては、メールマガジンや会員専用サイトを新たに設け、情報を提供。
		24年12月以降の予定	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き行政機関等の情報収集に努め、必要な情報を提供。